

【 募 集 要 領 】

「(仮称)帯広市手話言語条例(素案)」に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられ、手話を必要とする人に対して、手話による意思疎通をしやすい環境を整えることが求められています。帯広市では、ろう者とろう者以外の人々が共生する地域社会の実現を目指すため、条例を制定するものです。

この(仮称)帯広市手話言語条例を制定するにあたりパブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

1. 意見をいただく名称

(仮称)帯広市手話言語条例(素案)

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配付
パブリックコメント（市民意見の提出制度）実施について	○	○	○
(仮称)帯広市手話言語条例(素案)の概要	○	○	○

3. 資料の閲覧・配付場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎3階 広報広聴課	西5南7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4110
市庁舎5階 情報室	西5南7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
市庁舎1階 障害福祉課 ※担当課	西5南7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	障害福祉課 65-4147
障害者生活支援センター (保健福祉センター内)	東8南13	9:00～21:00 (土～17:00)	日曜・祝日・年末年始	25-9701
川西支所	川西町西2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西2南24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東7南9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西17南4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西13北2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西23南2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西10南34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西22南4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西2南14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動交流センター	西2南8 (藤丸8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004
市民活動プラザ六中	東11南9	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始	24-7598
帯広市グリーンプラザ	公園東町3	9:00～22:00	年末年始	27-2325

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。[\(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/\)](http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市保健福祉部障害福祉課(市庁舎1階)まで
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
ファクス番号 : 0155-23-0163 メールアドレス : handicap@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

平成27年12月25日(金)～平成28年1月25日(月)

※郵送の場合は当日必着

※持参の場合は平日8時45分～17時30分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。